

都市における氏子区域の歴史的考察

— 研究史の検討および中近世界の事例をふまえて —

本 多 健 一

- I. はじめに
- II. 氏子区域の概要と研究成果・課題
 - (1) 学術用語としての氏子区域
 - (2) 歴史的経緯の概観
 - (3) 個別都市に関する研究成果
 - (4) 方法論をめぐる課題
 - (5) 信仰圏研究と海外の動向
- III. 堺の氏子区域とその考察
 - (1) 堺の歴史と都市空間
 - (2) 具体的な調査方法
 - (3) 氏子区域の特徴と近世の都市形成
 - (4) 氏子区域からみた中世後期の都市形成
- IV. おわりに

I. はじめに

歴史地理学・歴史学(文献史学)・建築史学・考古学などにまたがる日本の都市史研究において、近世以前に形成された都市(歴史的都市)の空間と宗教との関係が問われる場合、まず考察の俎上にのせられるのは仏教寺院を中心とする宗教施設、およびそれらに関連して形成・改変されていく市街地の様相であった。例えば門前町や中世寺内町、近世寺町などの研究は枚挙にいとまがない¹⁾。

しかし、それらを信仰し、支えてきた人々のあり方、例えば都市内部における彼らの居住地の分布などが問題とされることは少ない。特に寺院と檀徒の分布との関係について

は、中世以来の宗教都市とみなされてきた富田林(大阪府富田林市)や今井町(奈良県橿原市)など真宗寺内町内部に多くの他宗派住民が住んでいたこと²⁾、天正4年(1576)の京都では法華宗寺院が下京に多く立地していたのに対し、檀徒の多くが上京に散在して居住していたこと³⁾などが指摘されているように、中近世の都市において、寺院と彼らの分布との関係には一般的な法則性や規則性は見出しにくいと考えられている。

その一方で、神社についてはいささか事情が異なる。なぜならば、日本では都市に限らず、人間が集落に居住し、まとまって地域共同体を形成している場合、それが神社と密接かつ有機的な関係を有しているからである。例えば社会学の鈴木栄太郎は、今から80年以上も前に「凡そ我が国の自然的地域社会の存するところにはそこに必ず其社会の共同維持の神社」が存在し、「其地域社会の成員は不任意に其氏子となるものであるが、寺は地域社会の地域的範囲には殆ど無関心である」と指摘している⁴⁾。

より具体的にいえば、人間が集落に居住して共同体が形成されている地域には、伝統的にその土地の守り神である氏神(産土神)を祀る神社(氏神神社)があり、当該地域共同体内の住民は世代を超えて氏神と氏神神社を崇敬し、共同して支える氏子となっている場合が多いといえる⁵⁾。民俗学の萩原龍夫は、

キーワード：都市史, 神社, 氏子区域, 方法論, 堺

このような神社と地域社会（およびその住民）との間に結ばれている制度的慣行を「氏子制」と呼び、その特徴として、おおむね一つの地域共同体に一つの氏神神社が対応してあること、当該神社の氏子がまとまって居住する、氏子区域という宗教的・民俗的な領域が形成されていることを指摘している⁶⁾。

このように古くから地域社会と密接した氏子区域のあり方は、都市や村落の歴史・空間を考察する際にきわめて重要な着目点となりえよう。さらに地図化をしてみると、特に都市では複数神社の氏子区域がモザイク状に形作られるなど特徴的な事例が多いため、それらの空間構造（形態・分布・隣接関係・神社との位置関係など）や成り立ちを分析・考察していけば、都市全体ないし個別地域・町々の歴史的な形成・変容プロセスの一端を明らかにしうるケースが少なくないのである。従来はあまり論じられてこなかった氏子区域とは、都市史研究において大きな未開拓の分野といえるのではないだろうか。

本稿は、以上述べてきた背景を踏まえ、歴史地理学の立場から都市の氏子区域について基礎的な事項の検討を行うとともに、個別事例の空間構造や成り立ちなどの分析・考察を通じて、都市史研究における新知見の獲得および新領域の開拓をめざすものである。

具体的な手順としては、まず先行研究を参照しながら、現時点で筆者が氏子区域をめぐる基礎的な課題と考えている事項を検討する。すなわち様々な表現が用いられてきた用語の問題、歴史的な形成や変遷の概観、個別の都市を対象とした研究成果と方法論をめぐる課題、宗教地理学における信仰圏研究との関係、海外の動向である堺（大阪府堺市堺区）を個別事例としてとりあげ、現地での聞き取り調査および地誌などを用いた文献調査によって都市内部の氏子区域を把握・復原・地図化する。その上でこれらの空間構造や成り立ち

の分析・考察から、従来の都市史研究の方法、例えば文献史料や考古資料だけに依拠する方法では明らかにしえなかった中近世における都市（および地域共同体）の形成・変容プロセスの一端を解明する。そして、以上を通じて歴史地理学および都市史研究における氏子区域という新たな研究領域の意義を明確にし、今後の体系的な研究へとつなげていきたい。

II. 氏子区域の概要と研究成果・課題

(1) 学術用語としての氏子区域

氏子区域に関する具体的考察に入る前の第一の問題は、学術用語として定まっていないう点があげられる。先行研究では、氏子区域の他にも氏子圏・氏子地域・氏子域・氏地・産子地区といったさまざまな表現が用いられ、これは体系的な研究がなされていないだけでなく、地域による違いがあることも大きな理由と思われる⁷⁾。そこでこの問題を考えるために、まずは当事者である宗教界で共通して用いられている関連用語および定義の確認から始めていきたい。

神社本庁では、神社が氏子を持つ神社とそうでない神社とに大別されるとして、「全国の神社については（筆者注：中略）伊勢の神宮を別格の御存在として、このほかを氏神神社と崇敬神社の二つに大きく分けることができます。氏神神社とは、自らが居住する地域の氏神様をお祀りする神社であり、この神社の鎮座する周辺の一定地域に居住する人々を氏子と称します。（同：中略）これに対して崇敬神社とは、こうした地縁や血縁的な関係以外で、個人の特別な信仰等により崇敬される神社をいい、こうした神社を信仰する方を崇敬者と呼びます」⁸⁾と定めている。これらの用語および定義・分類は、神社によって異なる複雑な歴史的経緯を鑑みると多少大雑把な感はあるが、信仰という側面から現存する神社の性格を把握するためにはひとまず適当

と思われる⁹⁾。

その上で、昭和55年（1980）に定められた『神社本庁憲章』では次のように規定されている¹⁰⁾。

第十四条 神社の氏子区域は、神社ごとに慣習的に定められた区域をいふものとする。

2 氏子区域は、神社相互に尊重しなければならない。

第十五条 氏子区域に居住する者を伝統的に氏子とし、その他の信奉者を崇敬者とする。

2 氏子・崇敬者は、神社護持の基盤であり、斯界発展の母体である。

よって宗教界では、神社ごとに慣習的に定められ、当該神社を地域の氏神として崇敬する氏子の居住する空間を「氏子区域」と定めていることがわかる。さらに管見の限り、関連する重要な先行研究でもこの表現を用いている論考が多数といえる¹¹⁾。したがって、現時点では学術用語としても「氏子区域」を用いることが妥当と考えられよう。

(2) 歴史的経緯の概観

次に都市における氏子区域がいつ形成され、その後どのような変化があったかについて若干の考察を行う。もちろん、先行研究が少ない中でこのような重要な問題は簡単に論じられるものではなく、これから多くの事例を積み重ねて結論を導き出すべきではあるが、今後の研究を進める際の目安として、本稿では必要最低限な予備的考察を実施しておきたい。

日本の伝統的な地域社会が、神社と結びついて氏子制という特徴を有していることは、早くから民俗学などで注目され、特に宮座など祭祀組織の問題を論ずる中で多くの先行研究が積み重ねられてきている¹²⁾。例えば村落

における祭祀組織については、特権的な秩序を有する宮座制から比較的フラットな構造の氏子制へという歴史の変容が推定されているが、萩原によれば、氏子制が全国的に普及したのは江戸前期の17世紀であって、その証左としてこの頃に中世荘郷の中心的な神社（荘郷鎮守）を核とする広域的祭祀圏の多くが解体し、近世村落ごとに氏神社が分立するようになった点などがあげられている¹³⁾。萩原の主張のうち、祭祀組織の変容時期に関しては異論もあるが、この問題を別にすれば、現代まで引き継がれている一村落到一氏神という氏子区域の状態は、おおむね江戸前期には成立したと考えられる¹⁴⁾。

しかし、以上はもっぱら村落を対象とした研究であり、本稿の関心に即して歴史的都市における氏子区域の領域がいつかにして形成されてきたのかという点に言及した論考はきわめて少ない。ただその中で京都だけは、近世史料などに基づいて複雑な氏子区域が地図化され（図1）¹⁵⁾、中世におけるその形成プ

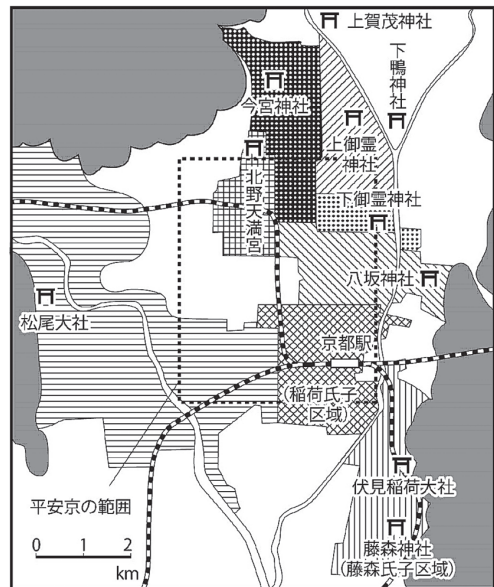


図1 京都の主要神社とその氏子区域

出所：本多健一『京都の神社と祭り一千年都市における歴史と空間』中央公論新社，2015，4頁所収図を一部改変

ロセスも、ある程度の見通しが明らかになりつつある。すなわち京都の旧平安京左京域を中心とする市街地では、既に12世紀前半の頃には比較的近傍の神社を「産神」と仰ぐ風習が確認されるものの¹⁶⁾、この時点では後世のように厳密な氏子区域を確定するまでには至っていなかった。しかしその後13世紀から14世紀にかけて、主要神社（およびその背後にあった寺院）が「祭礼敷地」（祭祀を執り行うために、そこに居住している人々に課役が賦課される空間）を人為的・強制的に設定した¹⁷⁾ ことによって住民の氏子意識醸成が促進され、その結果、15世紀前半の室町期、ないし応仁の乱（1467～77）の頃までに氏子区域が確定したと推定される¹⁸⁾。

このような形成プロセスが他の都市にもあてはまるかどうかは今後の課題である。しかし問題を氏子区域の形成時期に限ると、中世に成立していた都市であれば、京都の事例から15世紀前半の頃を上限とみるのが妥当であろう。一方、18世紀前半には奈良や大坂、飛騨高山において都市内部におけるおおまかな領域を示す記述が文献史料（地誌など）に散見されるようになる¹⁹⁾。それゆえ特に近世になってから成立した都市では、氏子区域の骨格が定まっていた時期は、村落における一村落一氏神という状態と同じく17世紀から18世紀前半の頃が下限であったと推定される。今後より詳しい氏子区域の形成プロセスを探究していくにあたっては、以上のように15世紀前半の中世後期から18世紀前半の近世前期までという時期が一応の目安と考えられよう。

次に考えておかねばならないのは、いったん形成された氏子区域がその後何らかの理由で変化していった事例の検証である。これも大きな問題であるため、本稿では、近代に行われた国家主導によるさまざまな神社政策の影響に限定して考察しておきたい。明治初期の神仏分離、氏子調および「郷社定則」制

定、近代社格制度の導入、『神社明細帳』の編製、それに明治末期の神社合祀推進政策などは、神社そのものはもちろん、地域社会にも多大な影響を与えており、それらについては宗教社会学を中心に多数の研究が蓄積されている²⁰⁾。しかし、明治期の諸政策が、近世以来あった氏子区域の領域にいかなる影響をおよぼしたかという問題に取り組んだ研究はほとんどない。

管見の限りでは、高木宏夫が、国民に対して実質的にいずれかの氏神神社の氏子となることを義務づけるため、明治4年（1871）7月4日に施行された「氏子調規則は約二年間施行されただけで廃されたから、その成果は、神社が氏子組織の縄張りを確定しただけのことであろう」²¹⁾としている。他には萩原が「明治一五年の、氏神は一定の地域を有すとの法令が、郷・村社の間の氏子劃定に拍車をかけ」たと述べている程度であった²²⁾。つまり既存研究では、従来から慣習的にあった氏子区域に対して、諸政策が与えた影響は限定的であったと考えられているのである。

確かに関連する法令や布達の条文を読む限り、それらは氏子区域の領域に本質的な改変を強いるものではない。例えば「氏子調規則」（太政官布告第322・323号）と密接な関係にあり、同時に布告された「郷社定則」（同第321号）は、戸籍区と神社（郷社）を対応させようとした法令であるが、戸籍一区あたり郷社を一社定め、同区内にその他の神社があれば村社として郷社に付属させるが、これらの氏子や神職は従前の通りとし、「郷社ニ付スト雖トモ村社ノ氏子ヲ郷社ノ氏子ニ改ムルニハアラス、村社氏子元ノマヽニテ郷社ニ付スルノミ」²³⁾としている。あるいは逆に「三府以下都会ノ地、従来産土神郷社一社ニシテ氏子場数千戸ナルモノ戸籍ノ数区ニ互ルト雖モ更ニ郷社ヲ立テ区別スルニ及ハス」ともしている。また、萩原があげている明治15年5月1日付「町村分合等ニヨリ甲社ノ氏

子乙社ノ氏子ト相成節甲乙社神官氏子連署届出」(内務省達乙第28号)も、「各町村鎮座氏神ノ儀ハ其土地ニ就キ從來一定ノ区域有之儀ニ付、各自ノ信否ニ任セ猥ニ去就スヘキモノニ無之候(筆者注:後略)」²⁴⁾と規定している。いずれも以前からある氏神・氏子・氏子区域などをめぐる慣行を、そのまま認めているように読める。

しかし現実には、高木や萩原が指摘したとおり、それまで氏子区域の範囲や氏神神社と崇敬神社の区別などが曖昧であった地域では、一連の神社政策の実施が契機となって、これらがより明確にされ、時に改変された可能性も推測される。例えば江戸(東京)では、近世から近代にかけて氏子区域が大幅に変化し、その背景に当時の神社政策があった可能性が指摘されており²⁵⁾、そうだとすれば、中世から現代まで氏子区域がほとんど変化していない京都²⁶⁾などと比べて、影響の地域差がきわめて大きかったことも想定されよう。

よって明治期における諸政策の氏子区域への影響は、法令自体は改変を強いるものではなかったが、地域によっては実態を大きく変化させた可能性にも留意しながら、今後事例を集積して解明していくべき課題といえよう。

(3) 個別都市に関する研究成果

それでは次に個別都市の氏子区域を対象として、これまでどのような都市史的研究がなされているかを概観し、その上で方法論を中心に課題を考えていきたい。

まず京都では、文化人類学の立場からさまざまな「結界」を考察した垂水稔が、市街地の複雑な氏子区域が人工的・制度的に形成されていると推定した上で、その境界線には「呪術的結界」という性格があったことを強調している²⁷⁾。より実証的な研究としては、民俗学の黒田一充が、平安期から中世にかけて京都の氏子区域がどのように形成されてきたかを、いくつかの事例をあげて探究してい

る²⁸⁾。その中で注目したいのは、伏見稲荷大社(京都市伏見区)と松尾大社(同西京区)との氏子区域境界線が千本通、つまりかつての朱雀大路であることなどに着目して、平安京造営以前から京都盆地に鎮座していた両社が、造営以降に東寺・西寺と結びついてその鎮守神となり、さらに対称形をなすように左京と右京の氏神となって今に至っているとした論考である²⁹⁾。この結論は、中世以前に形成された都市の構造が、現代の氏子区域の領域にそのまま引き継がれている事例を最初に指摘したものといえよう。さらに筆者も、京都の氏子区域境界線が、通の両側にまたがって形成された両側町の中央を貫いている特徴を指摘し、両側町の成立(15世紀末から16世紀初頭)以前に氏子区域が確定していたことなどを明らかにした³⁰⁾。

次いで江戸(東京)では、建築史学の伊藤裕久が、文政12年(1829)の『御府内寺社備考』³¹⁾や天保9年(1838)の『東都歳時記』³²⁾の記述から江戸の氏子区域を地図化し、モザイク状に形成されたこれらには、①面的に広がる、②街道・掘割沿いに線状に分布する、③分散して分布するといった類型がみられるとした³³⁾。また小南弘季も、明治5年に作成された『氏子町名同人員調帳』³⁴⁾から東京府の氏子区域を地図化した結果、「郷社定則」の規定にもかかわらず、当時の市街地では戸籍区と神社の氏子区域とがほとんど一致していなかったことなどを論じている³⁵⁾。この他にも、近世祭礼の記録から、江戸市中における氏神神社の氏子区域の拡大について言及した竹ノ内雅人の研究などがある³⁶⁾。

また大坂(大阪)では、近江晴子が、大阪天満宮(大阪市北区)の氏子区域が旧淀川(大川)に沿って形成された特徴を指摘するとともに、近世大坂市中における神社同士の氏子区域をめぐる争論の実態から、社領を持たない都市の氏神神社にとっては、経済基盤である氏子の町々との結びつきを、祭礼などを通

じて緊密にすることがきわめて重要だったと結論づけている³⁷⁾。なお、近江の論考では、糸井洋子によって作製された近世大坂三郷の氏子区域地図³⁸⁾が引用されており、現時点では大坂の氏子区域について最も信頼できる地図といえよう。

三都以外では、福岡ないし博多を対象にした研究成果が注目される。まず西田博は、福岡氏子区域の分析から、黒田氏による城下町建設に際して周辺村落および氏神神社の移転・再編が行われ、一部の神社を福岡城の鎮守神ないし市中の氏神として城下に取り込む一方、残りの神社を都市外へ排除することによって「精神面における兵農・商農分離を図った」とする結論を導き出した³⁹⁾。この結論部分については実証性に欠ける印象があるものの、近世領主権力が氏神や氏子区域の制定に積極的に関与した可能性の指摘は高く評価されよう。次いで佐伯弘次は、天保8年頃の『筑前国統風土記拾遺』⁴⁰⁾によって、当時の博多では総氏神とされる櫛田神社（福岡市博多区）の氏子町以外に筥崎宮（同東区）を氏神とする町も多く、これは当該町々のある地域が中世まで筥崎宮の社領であったなごりとした⁴¹⁾。すなわち筥崎社領が消滅した後も、荘園制的な関係が都市内部における氏神への信仰という形で継続していたことを明らかにしている。この他に、筆者が本稿と併行して調査を行った飛騨高山について、氏子区域の分析を通じて中近世都市史の新知見を見出している⁴²⁾。

以上、先行諸研究をみてきたが、これらの成果によっても、都市史の考察において氏子区域が重要な着目点となることが理解されよう。例えば、氏子区域には過去の都市形成プロセスの「痕跡」が見出せるとした黒田や佐伯の指摘は、都市史の観点から見てもきわめて重要な成果と評価しうる。

(4) 方法論をめぐる課題

しかしこれらの先行研究の多くは、地域や時代が限定された単発的な考察であり、ほとんど相互に参照されてもいない。つまり今のままでは、多くの事例を集積させた上で分類・比較考察などを行って一般法則を抽出し、体系的な研究へ発展させる可能性に乏しいという問題がある。

また、先行諸研究の方法をみると、もっぱら過去の氏子区域の状況がまとめて記述された文献史料に依拠する方法のみで、氏神神社や現地住民への聞き取り調査をほとんど実施しておらず、現在の状況の把握が不十分といわざるをえない。さらに、文献調査に依拠する方法にとどまる限り、良質な文献史料がない都市は研究対象から除外せざるをえないという問題もあろう。

一方、聞き取り調査を実施するメリットは、文献調査に比べて氏子区域の現状を精緻に確認でき、そこを出発点にして過去の歴史的考察へ発展させられるという点にあらう。一例をあげると、文献史料では都市の氏神が町単位で記述される形式が多いが、時折同一の町が異なる氏神神社の氏子として重複して記されていることがある。この場合、町全体が二つの神社の氏子といえる状態（二重氏子）なのか、それとも町内部が分割されていてそれぞれが別の氏子であるのかは、現地での聞き取りを行う以外に判断ができないのである。その他過去の氏子区域形成に関する民俗伝承を収集できる場合もある。

もちろん聞き取りによる現状把握にも限界があり、例えば歴史的都市であっても再開発によってマンションが林立している地域や、そもそも住民が住んでいない繁華街などでは現地住民からの聞き取りで氏神を確認することは困難といえる。ただその場合でも神社への聞き取りによっておおまかな氏子区域の現状を把握しておけば、それを踏まえた歴史的考察に資するメリットは大きいといえよう。

よって今後事例を集積し、体系的な研究へ発展させていくためには、できるかぎり氏神社や現地住民への聞き取り調査と地誌などの文献調査とを併行させ、前者によって氏子区域の現状を詳細に把握するとともに、後者の歴史的考察によって過去の形成・変遷プロセスを復原していく。そしてそれらを地図化して提示した上で都市史の分析・考察を行うといった方法を確立させる必要がある。

(5) 信仰圏研究と海外の動向

地理学において信仰圏とは、「特定の宗教ないし宗派、あるいは特定の崇拜対象を信奉する人々が、かなり集中的に居住している範囲を指す」⁴³⁾とされている。その意味では、氏神社を崇敬する氏子がまとまって居住している、氏子区域という宗教的・民俗的空間は典型的な信仰圏であり、本稿も広い意味で信仰圏研究に属するといえよう。ところが、宗教地理学における信仰圏研究⁴⁴⁾では、これまで氏子区域が正面から取り上げられたことはきわめて少なかった。

一例として、信仰圏研究の中でも松井圭介による体系的な研究⁴⁵⁾は、山岳宗教に偏っていたそれまでの研究に対し、平地の神社の信仰圏を追究したものとして高く評価されている。しかし、その中で氏子区域はあまり注目されていない。例えば笠間稲荷神社（茨城県笠間市）の事例では、神社周辺に5町で構成されている氏子区域があり、各戸で氏子費用を負担し、氏子責任総代が選ばれて神社運営に一定の寄与を果たしていると指摘する一方、それらを「山岳宗教における準聖域圏に準ずるものとして扱い、信仰圏の分析対象からは除外する」とし、その後はもっぱら「昇殿祈願者」「産物献納者」「分霊勧請者」の広域的な分布などから信仰圏の考察を進めている⁴⁶⁾。

次いで金村別雷神社（茨城県つくば市）の論考でも、「金村講」および「個人崇敬者」（神

社で祈祷を受けた人）の分布を基準に、同社氏子となっている村落もそれ以外の近傍村落も同じ「第1次信仰圏」として分類されている。ただ、「個人崇敬者」の信仰形態などから「第1次信仰圏」はさらに氏子区域とそれ以外とに区分されるとして、それぞれ代表的な集落を選定して分析を行っているものの、その後両者の違いの詳細な比較考察は行われず、結論部分では両者をあわせて「第1次信仰圏」の地域的特性を総括するにとどまっている⁴⁷⁾。

このように氏子区域が正面から取り上げられてこなかった根本的な理由とは、おそらく従来の信仰圏研究では、もっぱら比較的自由な意思を持って神社（寺院を含む）を信仰する崇敬者および彼らによってつくられた崇敬講や奉賛会などの広域的な分布・伝播に重点が置かれる一方、氏子区域は（山岳聖地における「準聖域圏」とされた登拝集落と同じく）当該神社の周囲に自然に形成されているものと考えられたゆえに、それらが看過されてきたと思われる。つまり、ある神社への信仰のうち崇敬社的な性格に焦点があてられる一方、氏神社的な性格は自明なものとして軽視されがちであったともいえよう⁴⁸⁾。

また、既存の信仰圏研究では都市を対象とした研究が少ない問題も指摘できるが⁴⁹⁾、この主たる理由も、都市では崇敬講や奉賛会などが種類・数ともにきわめて多くあるので、それらの実態や分布を把握することが困難なためであったと思われる。

以上を踏まえて、本稿は既存の信仰圏研究で蓄積された成果も活かしつつ、より新しい方向・領域をめざすこととしたい。具体的には、これまで看過されてきた、深くその土地に根ざして形成される氏子区域のあり方に着目し、従来の研究よりもミクロな地域スケールで、村落よりも都市を研究対象とする、といった点があげられよう。もちろんこれまでのように崇敬講や村落における信仰なども重

要ではあるが、それらに限らない新しい対象、すなわち氏子区域の検討を通じて、都市史研究だけでなく、信仰圏研究においても新たな領域の開拓をしていきたい。

最後に、将来的な国際比較考察も視野に入れて海外の事例をあげておく。もっぱら欧米において氏子区域と類似した宗教的空間としては、キリスト教、特にローマ・カトリックや聖公会の教会が布教や宗教上の監督のために設定した教会教区（英語ではparish）がある。中でも英国イングランドでは、16世紀から19世紀にかけて教会教区が徴税や貧民救済、道路管理など地域行政の単位として位置づけられたことや⁵⁰⁾、今日でも昇天祭ないし祈願節中に住民が自らの教区境界を巡って検分しながら農作物の豊穰などを神に祈願する宗教・民俗行事「Beating the Bounds（教区境界巡回）」⁵¹⁾が行われていることなどもあって、教会教区の空間構造や歴史の変遷に関する研究がある。例えば英国全土を対象にした概説書としてA. Winchester⁵²⁾、ロンドンにおける教区の変遷がとりまとめられたR. Hyde⁵³⁾などの成果があげられよう⁵⁴⁾。欧米の教会教区設定にあたっては、日本の氏子区域と比べて宗教者が主導する傾向が強いに思われるが、これらの比較考察は今後取り組むべき課題としておきたい。

Ⅲ. 堺の氏子区域とその考察

(1) 堺の歴史と都市空間

現在の大阪府堺市（図2）は人口80万人余りを擁する政令指定都市であるが、都市としての淵源は、現堺区内に位置していた中世以前の港津にさかのぼる⁵⁵⁾。すなわち大阪湾海岸線に沿って砂堆地形が形づくられた結果、その微高地に集落が形成され、13～14世紀頃には港町として栄えていたことが確認される。特に応仁の乱後の戦国期は、日本を代表する国際貿易都市として繁栄し、環濠（惣構堀）で守られた自治的都市を形成していたこ

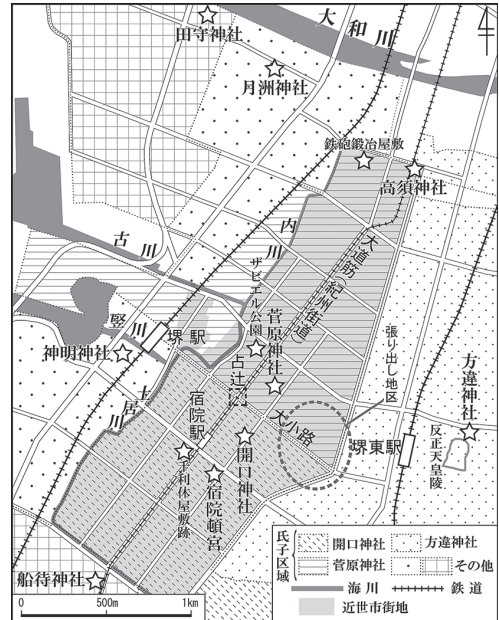


図2 現代における堺の主要神社とその氏子区域
出所：1/25,000地形図を基図とし、氏子区域は筆者聞き取り調査などにより作製

とも名高い。しかし慶長20年（1615）、大坂夏の陣の兵火に罹って焼野原となり、その後は江戸幕府主導での復興・拡張がなされて、引き続き商工業都市として歩みを進めた（以下、「堺」とは、近世における旧市街地およびその周辺を意味する）。

堺における整然と統一された街区は、大坂夏の陣の後、江戸幕府によって施行された元和町割に基づいており、元禄2年（1689）作製の「堺大絵図」⁵⁶⁾をみると、道路幅などを除いて、当時の町割が今に引き継がれていることがよくわかる。江戸前期に成立した旧市街地は、北東から南西にかけておおむね南北3.5～4km、東西1～1.5kmの範囲に造られ、西側は当時の海岸線、東・南・北側は新たに掘られた環濠で圍繞されていた。また市街地の中心の通りとして南北方向に紀州街道（大道筋）、東西方向に大小路が走り、特に大小路は近世堺の町組を北組と南組とに区分する境界線でもあった（図3）。



図3 近世から近代における堺の主要神社とその氏子区域

出所：氏子区域は井上正雄『大阪府全志 巻之五』大阪府全志発行所，1922など，近世市街地の範囲は高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』東京大学出版会，1993などより作製，道路・鉄道は現在のもの

これに対して大坂夏の陣以前，中世戦国期における堺の都市空間の構造ははっきりとわかっていないが，これまでの考古学調査などから得られている知見は以下の通りである⁵⁷⁾。
 ①当時の市街地の範囲は近世よりも狭小であった，②周囲には環濠があったが，近世のように一つの線で結ばれたものかどうかは未詳である，③街区の方向は地区によってさまざまであり，元和町割とも異なっていた。

特に③に関連して注目されるのは，当時の大小路の道筋であろう(図4)。すなわち中世の大小路は，元和町割施行後と大きく異なり，現在大道筋と交差している辻(「占辻」)のやや南東からほぼ正東西方向に向きを変え，直進して大和国へ向かう長尾街道(大津道)に直結していたと考えられている。このルートは和泉国大鳥郡塩穴郷条里地割の北端

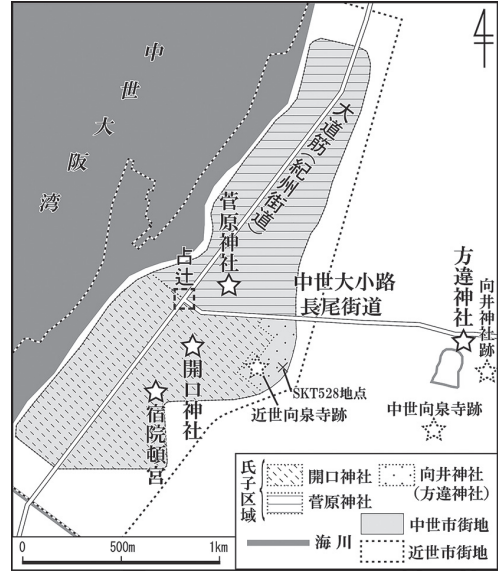


図4 中世後期16世紀における堺の主要神社とその氏子区域

出所：氏子区域は筆者推定，中世市街地の範囲は高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』東京大学出版会，1993などより作製
 注：氏子区域は市街地のみ推定して描画した。

ラインと合致し，堺の地名の由来ともなったかつての摂津-和泉国境を形成していたとみられる。また，この大小路によって中世戦国期の堺は北庄と南庄とに分けられており，それぞれの氏神である天神社(当時の神宮寺は常楽寺，現菅原神社)および三村宮(当時の神宮寺は念佛寺，現開口神社)を中核として栄えていた⁵⁸⁾。

(2) 具体的な調査方法

堺の氏子区域の調査は，具体的に以下のような方法・手続きで実施した。まず井上正雄によって大正11年(1922)に編集・刊行された大阪府の地誌である『大阪府全志』⁵⁹⁾，および肥後和男が昭和10年から翌々年にかけて関西地方の宮座を調査した記録である『神社を中心とする村落生活調査報告』⁶⁰⁾には，いずれも当時の大阪府神社の氏子区域の範囲が記されている。神社によっては不完全な記

述も多いが、堺の神社の氏子区域はおおむね明確であったため、この二つの文献史料の記述をもとに、近代堺の氏子区域を地図化した。

次に平成29年(2017)4月から翌年9月にかけて現地聞き取り調査を実施した。第一に、関連する諸神社を往訪して、作製した近代の氏子区域図を提示しながら、現代でもこのような状態でおおむね間違いがないかどうかの確認を行った。第二に、氏子区域の境界付近の地域および近代と現代とで大きな相違が見出された地域を複数回往訪し、口頭で現地住民への聞き取りを行った。その際、キーマンとなりそうな古くから地元で商売を営んでいる年配の人物を紹介してもらうなどして、「初詣・お宮参り・七五三などに参詣する地域の氏神はどこか、祭礼の様子はどのようなものか、昔から氏神に変化はないか」といった会話を交わしながら、最終的に「今はどこまでが氏子区域の範囲か」という教示を受けた⁶¹⁾。

現地聞き取り調査で最も重視したのは、平成30年9月8日、菅原神社および開口神社の八朔祭があわせて執り行われた日である。なぜならば氏神神社の祭礼の日は、家々の祭飾りや御札などによって通常目に見えない氏子区域が可視化されやすく、住民の氏子としての意識も高まるためである⁶²⁾。当日は終日祭礼の観察と参加者など現地住民への聞き取りとを実施し、それまでの疑問点などをおおむね解消した上で堺の氏子区域調査を完了させた。

以上の文献史料および現地聞き取り調査によって、堺の現在の氏子区域は図2、同じく近代以前の氏子区域は図3のように地図化される。両者はおおむね一致したものの、例外として近世旧市街地の南東にある張り出し部分(堺区熊野町東五丁・市之町東五丁・同六丁など、以下「張り出し地区」と呼ぶ)の氏神が大きく異なっていた。この問題は重要であるため、第4節で詳しく考察したい。

(3) 氏子区域の特徴と近世の都市形成

図2と図3からわかる堺氏子区域の特徴とは、まず近世以来の旧市街地では、昭和初期までの張り出し地区を例外として大小路を境界に北が菅原神社、南が開口神社の氏子となっていることである。ともに大坂夏の陣以前から同じ場所に鎮座する古い神社であり、堺が中世では北庄と南庄、近世では北組と南組とに区分され、それぞれの氏神、そして精神的中核でもあった伝統を今に引き継いでいる。ただし、注意しなければならないのは、先述のとおり中世から近世にかけて大小路は道筋を大きく変えており、元和町割施行にともなって南北氏子区域の境界もそれ以前から変わった可能性が高いと考えられよう。

次に旧市街の西側、大鳥郡松屋新田・弥三次郎新田など(近代の泉北郡三宝村)18世紀江戸中期以降の新田開発で陸地となった地域では、開発推進者を中心に勧請・創祀された月洲神社(元文2年(1737))・田守神社(延享2年(1745))・神明神社(文政4年)など比較的新しい神社が氏神となっている。ただし、寛文4年(1664)に海底から土地が自然隆起した旧戎嶋地区(堺区戎島町)⁶³⁾では、氏神の戎神社が菅原神社の境外末社とされた関係上、同社の氏子区域になっている模様である。戎神社は昭和26年に菅原神社境内に遷座し、その跡地は御旅所となった⁶⁴⁾。

また旧市街の東側、大鳥郡北庄村・中筋村など(近代の泉北郡向井町)の大部分は、方角に関する神として信仰を集める方違神社の氏子区域となっている。これは後で述べるように、もともと明治期に合祀された向井神社という神社の氏子区域を引き継いだものである。方違神社と菅原・開口神社との氏子区域境界線は、昭和初期までの旧市街張り出し地区を除いて近世環濠と一致するため、その掘削以降に境界線が定まったと推定される。

以上のように道筋変更後の大小路や近世環濠が境界線となっている状態などから、堺の

氏子区域は、旧市街とその東側では元和町割施行後の17世紀前半に、西側では新田開発にあわせて18世紀頃に確定したと結論づけられよう⁶⁵⁾。

(4) 氏子区域からみた中世後期の都市形成

さて、堺の氏子区域を概観した上で最も問題となるのは、近世旧市街の張り出し地区である。先に述べたとおり、第二次大戦前の昭和初期まで、当地区の氏神は方違神社であった。対して現在では、大小路を境に北が菅原神社、南が開口神社の氏子となっており、これはその他の旧市街と同じ状態になっている。このような変化が生じた理由について確たる裏付けはとれていないが、おそらく昭和20年の堺大空襲を受けて市街地が灰燼に帰し、戦後の復興時に大規模な道路拡幅や土地区画整理などが実施されたことにあわせて、当地区で氏神を変える動きがあったのではないかと推測される。

一方、かつて張り出し地区の氏神を方違神社としていた慣行はいかなる経緯で形成されたのであろうか。まず明治3年11月15日付で当時の方違神社神主が記述した『池田親都文書』には、「向井天皇社 楯井原神社ト号ス、中筋村に在り、和泉国大鳥郡中筋村・同南向井領町、摂津国住吉郡中筋村・同北向井領町等ノ産土神(筆者注：中略)八月五日ハ神輿渡御之大祭礼也、御旅所ハ堺向井領町神主居宅之所」とある⁶⁶⁾。これによれば、当地区を構成していた南向井領町(大小路の南側、堺区市之町東五丁・六丁)と北向井領町(大小路の北側、堺区熊野町東五丁)では、現在の方違神社南東、堺区北三国ヶ丘町四丁にあった「向井天皇社」(後に向井神社、図3)を氏神と仰いでいたとともに、8月5日の祭礼において神輿が渡御する御旅所もあったという。その後の明治40年、向井神社は方違神社に合祀されているので⁶⁷⁾、これによって方違を氏神とする状態が、昭和初期まで引き

継がれたことがわかる。

次に宝暦7年(1757)の『全堺詳志』には「天王社 楯井陵(筆者注：反正天皇陵)ノ東隣ニ当テ、陵ト壤ヲ接コ、往昔向泉寺ハララギ マジ隣此ニアリ、其鎮守祠ナリ」および「牛頭天皇祭(筆者注：八月)五日、向泉寺(同：中略)向井領町ノ間神輿ヲ扛出ス」と記されている⁶⁸⁾。さらに貞享元年(1684)の『堺鑑』には「向泉寺三国山(筆者注：中略)鎮守ハ祇園牛頭天王也、門前ノ民家氏神ト仰奉、永正年中(同：1504～21)兵火ニ罹テ堂社・道場・神殿・僧坊忽ニ滅亡ス、其後寺ヲ境ノ里中ニ移ス(同：中略)鎮守ノ神殿ハ古跡ニ坐也、正月五日・六月十四日・八月五日・霜月十四日ヲ祭礼ノ日トシテ今ニ至迄絶ズ」とある⁶⁹⁾。これらに出てくる向泉寺とは、「堺大絵図」などによると南向井領町にあった真言宗の寺院であり(図3)、当時その鎮守であった天王社が後に向井天皇社、さらに向井神社となった。向泉寺の「門前ノ民家」が「古跡」に鎮座する天王社を氏神としていたのであるから、張り出し地区の氏子区域成立が17世紀までさかのぼることは間違いない。なお、向泉寺は明治4年に上地して廃絶している⁷⁰⁾。

これら以前の関連史料は見出せていないが、注目されるのは、永正年間まで向泉寺は向井神社の近隣にあり、兵火に罹って焼失した後に堺市街へ移ってきたという伝承であろう。元禄13年の奥書がある『向泉寺縁起』ではもう少し詳しく、この際周囲にあった家々もあわせて南北向井領町へ移転したとされる⁷¹⁾。確かに考古学調査によって、かつての向泉寺は堺区南三国ヶ丘町二丁の府立三国丘高校付近にあり、その周辺では14世紀以降の大規模な集落もあったことが確認されている⁷²⁾。よって近世から近代にかけて南北向井領町の氏神だけが他の旧市街の町々と異なっていた事実は、16世紀戦国期、そこに東方から人々が移住してきた伝承を裏付け、実証するものといえよう。

近世旧市街の張り出し地区は、大部分が堺の土台となった砂堆微高地上にある⁷³⁾。また熊野町東五丁で行われた堺環濠都市遺跡(SKT)528地点(堺市立熊野小学校内)の発掘調査では、中世の惣構堀にあたる南北方向の環濠跡が発見されており⁷⁴⁾、その内側となる当該地区は、大坂夏の陣以前から堺の市街地に含まれていたとみられる。よって永正年間に移住してきた人々が近世の南北向井領町付近に集落を形成し、向井神社を氏神と仰いでいたとすれば、それらは同時代の文献史料には現れないものの、国際貿易都市であった最盛期の中世堺(おそらく堺南庄)を構成する町であった可能性が高いと結論づけられよう(図4)。

そして以上の結論によって、中近世の堺という都市史研究にも新たな視座が提供されたと考えられる。すなわち従来の研究では、堺は菅原神社を氏神とする北庄・北組と開口神社を氏神とする南庄・南組という二元的地域区分を前提に論じられてきた。しかし本稿の検討を通じて、16世紀の戦国期以降、その中に氏神を異にする町(近世の南北向井領町)が一部組み入れられていたことが明らかになったのである。これをもって二元的地域区分の大枠が揺らぐものではないだろうが、少なくともそれを所与の前提とせず、時に相対化して考察すべき必要性は示しえたといえよう。

また堺における氏子区域の推移を概観すると、永正の合戦、大坂夏の陣、それに堺大空襲といった深刻な戦火およびそこからの復興を契機として、氏子区域の領域が大きく変化していることが明らかになった。つまり氏子区域という空間は、地域の様相が一変するような社会変動があればあわせて変容していく可能性が高い一方、逆にそのような社会変動がなければ時代を超えて比較的安定的に推移する傾向にあるともいえよう。

ところで、これまで堺の都市史の隠れた一端を明らかにしてきたが、信仰という側面から堺を考察する時、実はもう一つ重要な問題

が残されている。それは住吉大社(大阪市住吉区)との関係である。摂津国一宮として名高い住吉大社は、現在は氏子を有しない崇敬神社であるが、堺では同社への崇敬も厚く、毎年8月1日の住吉祭(近世以前は住吉御祓)には多くの住民が住吉神輿を舁いて御旅所の宿院頓宮(堺区宿院町東二丁)へ渡御する。つまり個別の氏神神社とは別に、それらを超越してより広汎な範囲で住吉大社への信仰が存在するのである⁷⁵⁾。

住吉御祓における宿院頓宮での神事の歴史は平安前期の9世紀以前までさかのぼり⁷⁶⁾、神輿渡御も13~14世紀には執り行われるなど⁷⁷⁾、堺における住吉大社への崇敬はきわめて古い。また『臥雲日件録抜尤』(大日本古記録)文安4年(1447)8月13日条には「我所生之地者、謂之氏神、予生于泉州界(筆者注：堺)南、故住吉乃氏神也」とあることから、15世紀前半の室町期までの堺では、広域的な信仰をもった住吉大社が氏神と考えられていたらしい。よって、その後の戦国期のように北庄が天神社、南庄が三村宮といったより細かな地域の氏神や氏子区域が明確に定まっていなかったとも推定できよう⁷⁸⁾。

堺と住吉大社、それに天神社・三村宮との詳しい関係史については別稿で論じることとしたいが、今後はこのように複数の神社への崇敬が重なりあうという信仰の重層性にも着目して、都市の特徴を考察していく必要があるだろう。

IV. おわりに

本稿では地理学をはじめ関連諸科学でも十分に研究がなされていない、都市における氏子区域という宗教的・民俗的な空間を対象とし、まず基礎的な事項(用語の問題、歴史的な形成や変遷、個別都市に関する先行研究、方法論をめぐる課題、信仰圏研究との関係、海外の動向など)の検討を行った。

その結果、歴史的都市における氏子区域の

骨格は、15世紀前半の中世後期から18世紀前半の近世前期までの間に形成されたこと、ただし明治期の神社政策などで氏子区域が変化した可能性もありうることを、研究方法としては聞き取り調査による現状の把握、文献調査による過去の復原、地図化による提示をあわせて重視すべきことなどを指摘した。

ついで個別事例として、堺の氏子区域を調査して把握・復原・地図化し、その空間構造や成り立ちを分析・検討した結果、中近世における都市（および地域共同体）の形成・変容プロセスなどに関していくつかの新知見を明らかにした。具体的には16世紀戦国期に戦乱を契機とした住民の移住が実証され、その結果、中近世世界の二元的地域区分を相対化する新たな視座を提供した。以上の考察によって、都市史研究の中での氏子区域という新たな研究領域の意義が明確になったといえよう。それゆえ本稿で行った分析・考察手法を他の都市でも応用していけば、得られる知見は豊かなものになっていくと考えられる。

そのような一例として、中世後期の京都と堺に関して若干の比較検討を試みたい。ともに16世紀戦国期には図1および図4のような氏子区域が確定していたと思われるが、それらの空間構造を比べてみると、特に氏子区域内における氏神神社の位置に相違が見てとれよう。前者では氏神神社が氏子区域（市街地）のおおむね外縁に位置するのに対し、後者では中央部に位置しているのである。そしてこれは、都市の淵源が古代にさかのぼるか中世に成立したかの違いによるものと推察される。すなわち条坊制に基づく古代の都市では、もともと京域内に大きな神社が立地しておらず、都市住民がそれらを地域の守り神とする信仰も薄かった。しかし時代が下り、平安京の中で彼らが地縁的な結合を強めるようになった結果、郊外の神社を氏神（産土神）と仰ぐようになっていったとみられる⁷⁹⁾。対して中世に成立した都市の多くは、寺院など

宗教施設を中心的な核とする宗教都市であったと考えられており⁸⁰⁾、寺院とも習合した氏神神社である天神社・三村宮を都市の中核としていた堺は、中世宗教都市の典型であったといえる⁸¹⁾。このように氏子区域の空間構造の比較考察によって、都市成立の経緯の相違なども読み取ることができよう。

一方で、今後の研究において取り組むべき課題は膨大といわざるをえない。まず当然であるが、さまざまな都市の事例をより多く調査し、集積させていかなければならない。次に、その過程で過去における氏子区域のあり方や変遷を把握・復原・分析する方法の精度を高めていく必要もあろう。本稿では、聞き取り調査に加えて、文献史料としてはもっぱら近世・近代の地誌を用いて考察したが、それ以外にも、例えば氏神神社の祭礼諸記録の積極的な活用などが考えられる。なぜならば、それらには祭礼を担う氏子町の名称や神輿渡御の経路などが記されていることが多いため、当時の氏子区域の状態を復原する手がかりに満ちているからである。

また事例が集積されれば、一段進んでそれらを分類・比較し、類型化や一般法則の抽出といった体系的研究の構築にも力を注ぐべきであろう。筆者が調査を進めている諸事例でいえば、近世以前に形成された旧市街地における氏子区域の構成を基準にして、旧市街全体が一つの氏神を崇敬している一元型（萩・赤穂など）、氏神が二つに分かれている二元型（小浜・大野など、堺もこの類型に属そう）、より多くの氏神に細分されている多元型（高山・京都など）といった分類が考えられる。もちろんそれらを城下町・門前町・宿場町・港町といった、従来の研究で用いられてきた都市の諸類型と組み合わせて分析するような方法も必須となる。

最後に、氏子区域とは実質的に未開拓の分野であるため、今後それによって切り開かれる領域は広大な可能性に満ちていることを改

めて強調しておきたい。特に聞き取り調査などのフィールドワーク、空間構造の地図化といった地理学の方法が有効である点からも、歴史地理学・宗教地理学が中心となって、歴史学(文献史学)・建築史学・考古学・民俗学など周辺分野と連携をとりながら、都市史研究の新射程をより広く深く開拓していくべきであろう。

(立命館大学(研))

〔付記〕

本稿の内容は、2019年人文地理学会大会(関西大学)にて発表した。

〔注〕

- 1) 代表的な研究として伊藤毅『都市の空間史』吉川弘文館、2003をあげておく。なお、本稿の対象とする都市とは、原則として近世ないしそれ以前に形成された歴史的都市をさす。
- 2) 脇田修『日本近世都市史の研究』東京大学出版会、1994、34-39頁。
- 3) 河内将芳『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、2000、185頁。
- 4) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』時潮社、1940、306-317頁。
- 5) ただし、現代の新興住宅地やマンションなど集合住宅が多い地域では、氏神が見出せない場合も多い。なお、氏神という言葉は、本来古代氏族一統の守り神という意味であり、それが現在のように地域の守り神という意味で使用されるようになったのは、中世後期に産土神や鎮守神と同一視されるようになって以降である(萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、1962、413-452頁など)。
- 6) 前掲5) 431-434頁など。
- 7) 例えば大阪では「氏地」という表現が一般的である(近江晴子「大阪天満宮の氏地の拡大と坐摩神社との相論」(大阪天満宮史料室編『大阪天満宮史の研究』思文閣出版、1991)、123-171頁など)。
- 8) 神社本庁教学研究所監修『神道いろは一神

社とまつりの基礎知識—』神社新報社、2004、38-39頁。

- 9) 本稿では神社本庁による用語の定義に準拠し、神社を氏子の有無で氏神社と崇敬神社とに二分して、その上で、例えば氏神社であっても崇敬者が多数広域におよぶ神社(伏見稲荷大社や北野天満宮など)、崇敬神社であっても実質的には氏子に近い少数狭域の崇敬者によって支えられている神社といった実情の複雑さにも留意しながら分析を行う。
- 10) 神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道—歴史と課題—』神社新報社、2010、457頁。
- 11) ①前掲5)、②小野祖教『改訂増補 神道の基礎知識と基礎問題』神社新報社、1980(1963初版)、③垂水稔『結界の構造—一つの歴史民俗学的領域論』名著出版、1990、④岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、1994、⑤石井研士『戦後の社会変動と神社神道』大明堂、1998、⑥黒田一充『祭祀空間の伝統と機能』清文堂出版、2004など。
- 12) 代表的なものに柳田國男「氏神と氏子」(柳田國男『定本柳田國男集第十一卷』筑摩書房、1963)、383-433頁(1947初出)、前掲5)、原田敏明『村の祭祀』中央公論社、1975などがある。
- 13) 前掲5) 431-452・719-742頁など。具体的には兵庫県神職会編『兵庫県神社誌』兵庫県神職会、1937-1940などを典拠としている。
- 14) 例えば安藤精一は、近世を通じて宮座制が残存していた地域も多いとして、氏子制が普遍化したのは明治維新後の近代としている(安藤精一『近世宮座の史的研究—紀北農村を中心として—』吉川弘文館、1960、108頁)。ただ、「宮座が形成されなかった地方では氏子制がもっと早くから成立していた」とも述べているように、一村落一氏神という状態の成立時期については、おおむね萩原と一致しているように思われる。なお、現代でも村落地域には、中世以前からある荘郷鎮守と近世以降に成立した村落氏神との双方の祭祀にかかわる事例が多い

- (大塚活美「郷祭りにおける複数村落祭祀の成立—近江国蒲生郡を中心に」国立歴史民俗博物館研究報告98, 2003, 17-44頁および市川秀之「湖東地域における複数村落による神社祭祀」滋賀県立大学人間文化学部研究報告38, 2015, 28-42頁)。
- 15) 享保2年(1717)頃に編纂された『京都御役所向大概覚書』などに京都市中の氏子区域が記述されている(岩生成一監修『京都御役所向大概覚書下巻』清文堂出版, 1973, 19-29頁)。
 - 16) 『今昔物語集』巻30第6話「大和国人得人娘語」。
 - 17) 稲荷社(伏見稲荷)と祇園社(八坂神社)との「祭礼敷地」境界線であった五条大路をめぐって、争論の記録が残されている。詳細は瀬田勝哉「中世の祇園御霊会—大政所御旅所と馬上役制」(瀬田勝哉『洛中洛外の群像—失われた中世京都へ』平凡社, 1994, 235-288頁(1979初出)などを参照。
 - 18) 本多健一『京都の神社と祭り—千年都市における歴史と空間』中央公論新社, 2015, 61-80頁など。
 - 19) 奈良では享保20年(1735)の『奈良坊目拙解』や元文5年(1740)の『南都年中行事』、大坂では延享5年(1748)の『大阪天満宮古文書』「天満宮氏地之覚」(前掲7)159-160頁所収)、飛騨高山では延享3年の『飛騨國中案内』などがあげられる。
 - 20) 代表的なものに①高木宏夫「郷社定則と戸籍法」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』東京大学出版会, 1959), 321-338頁, ②米地実『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房, 1977, ③森岡清美『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理』吉川弘文館, 1987, ④阪本是丸『近代の神社神道』弘文堂, 2005, ⑤櫻井治男『地域神社の宗教学』弘文堂, 2010などがある。なお、地理学の立場から神社合祀と地域社会との関わりを考察した研究として、⑥柳光里香・小田匡保「神社合祀と地域社会—三重県松阪市飯南・飯高地区を事例に」駒沢大学大学院地理学研究43, 2015, 17-24頁などがある。
 - 21) 前掲20) ①336頁。
 - 22) 前掲5) 735頁。
 - 23) 内閣官報局編『明治四年 法令全書』原書房, 1974, 269頁(1888初版)。
 - 24) 内閣官報局編『明治十五年 法令全書』長尾景弼, 1890, 350頁。
 - 25) ①伊藤裕久「江戸・東京の祭礼空間—伝統都市の分節構造—」年報都市史研究12, 2004, 19-32頁, ②小南弘季「明治初頭における氏子域の成立—明治東京の氏子域に関する復元的考察(その1)」日本建築学会計画系論文集82-735, 2017, 1359-1365頁など。
 - 26) 前掲18)。
 - 27) 前掲11) ③。
 - 28) 黒田一充「京都のまつりと氏子区域」(前掲11) ⑥), 91-167頁(1989初出)。
 - 29) このような伏見稲荷と松尾大社の関係については、前掲11) ④でも指摘されている。なお、伏見稲荷の氏子区域は神社から離れた地域にあり(図1参照)、これも中世以前における都市形成プロセスとの何らかの関連が推定されよう。
 - 30) 前掲18)。氏子区域境界線が両側町を貫いている事例は、八坂神社と伏見稲荷との境界をなす松原通(旧五条大路)など旧平安京左京域で多く見られる。ただし、同じ京都でも近世以降に市街地が形成された地域(鴨川以東の現東山区など)ではそのような事例はほとんどない。この問題については別稿で論じたい。
 - 31) 朝倉治彦解説『御府内寺社備考 第一冊 神社』名著出版, 1986。
 - 32) 朝倉治彦校注『東都歳時記』平凡社, 1970-72。
 - 33) 前掲25) ①。
 - 34) 東京都公文書館所蔵(東京都編『東京市史稿 市街篇 第五十三』東京都, 1905, 764-884頁)。
 - 35) 前掲25) ②。小南はその後も近世江戸・近代東京に関する研究成果を発表している。小南弘季「江戸市中の氏子分布に関する考察—「寺社書上」より神社の勧請と再興、遷座の分析を通して」日本建築学会計画系論文集767, 2020, 183-190頁など。

- 36) 竹ノ内雅人「江戸祭礼の表象」(竹ノ内雅人『江戸の神社と都市社会』校倉書房, 2016), 237-260頁(2007初出)。
- 37) 前掲7), および近江晴子「大坂三郷の氏神さんと夏祭り」NOCHS Occasional Paper1, 2005, 14-25頁。
- 38) 糸井洋子「近世における社寺と商人町一商都へ発展した城下町の社寺の特性一」(1987年度奈良女子大学大学院文学研究科地理学専攻修士論文)。ただし筆者は、原論文は未見である。
- 39) 西田博「福岡城下町の建設と村落・神社の移転」日本歴史593, 1997, 35-48頁。
- 40) 青柳種信『筑前国続風土記拾遺』文献出版, 1993。
- 41) 佐伯弘次「中世都市博多の総鎮守と筥崎宮」史淵149, 2012, 1-20頁(1997初出)。ただし、筆者の現地聞き取り調査によれば、現在では博多旧市街(おおむね那珂川と御笠川(石堂川)にはさまれた地域)において筥崎宮を氏神とする町々は見出せなかった。
- 42) 本多健一「歴史的都市の氏子区域に関する考察一中近世の飛騨高山を事例として一」アート・リサーチ22-2, 2022, 頁数未定。
- 43) 日本地誌研究所編『地理学辞典 改訂版』二宮書店, 1989, 318頁(佐々木高明執筆)。
- 44) 現在までの信仰圏研究の系譜については、金子直樹「岩山山信仰の伝播について一主に信仰圏の背景と北海道への展開を中心にして一」E-journal GEO11-1, 2016, 244-264頁にまとめられている。
- 45) 松井圭介『日本の宗教空間』古今書院, 2003。
- 46) 前掲45) 39-89頁。「準聖域圏」について、山岳宗教では「奥宮が立地する山頂近辺の聖なる場所を聖域圏, 里宮の立地する山岳宗教集落が核となる山麓部を準聖域圏, 末社・分社が分布し, 信徒が居住する周囲の平地を信仰圏とする圏構造」があるとされる(岩鼻通明『出羽三山信仰の歴史地理学的研究』名著出版, 1992, 12頁)。
- 47) 前掲45) 91-194頁。
- 48) なお、最近になって卯田卓矢らが、一言主神社(茨城県常総市)の氏子区域における信仰の特性を、地域内の他の信仰組織や社会組織との関係から明らかにしているが(卯田卓矢・石坂愛・上野李佳子・矢ヶ崎太洋・松井圭介「常総市大塚戸町における一言主神社信仰の特性」地域研究年報36, 2014, 139-167頁), 氏子区域の空間的な特徴などは論じられていない。
- 49) 筆者がみた限り、都市の信仰圏研究は、近世江戸において三峯神社(埼玉県秩父市)への信仰がいかなる社会的背景のもとに浸透していったのかを探る三木一彦の研究のみであった(三木一彦『江戸における浸透とその社会的背景』(三木一彦『三峰信仰の展開と地域的基盤』古今書院, 2010), 145-182頁(2001初出))。
- 50) 山田光矢『パリスチャーイングランドの地域自治組織の歴史と実態』北樹出版, 2004, 武岡明子「イングランドのパリスチャーをめぐる制度改革と現状」札幌法学21, 2017, 91-98頁など。現在でも地域自治組織として「civil parish(世俗パリスチャー)」が存在する。
- 51) A.R.ライト(堀川徹夫訳)『イギリスの民俗』岩崎美術社, 1981, 67-69頁, チャールズ・カイトリー(澁谷勉訳)『イギリス祭事・民俗事典』大修館書店, 1992, 17-22頁など。
- 52) Winchester, A., *Discovering Parish Boundaries*, Shire Publications, 2008.
- 53) Hyde, R., *London Parish Maps to 1900*, London Topographical Society, 2020.
- 54) 海外の歴史学・歴史地理学における教会教区研究の動向については、別途とりまとめて報告したい。
- 55) 堺の歴史については多くの研究があり、代表的なもののみ以下にあげておく。①豊田武『堺一商人の進出と都市の自由』至文堂, 1966, ②泉澄一『堺一中世自由都市』教育社, 1981, ③朝尾直弘・栄原永遠男・仁木宏・小路田泰直『堺の歴史一都市自治の源流一』角川書店, 1999, ④小西瑞恵「戦国都市堺の形成と自治」(小西瑞恵『中世都市共同体の研究』思文閣出版, 2000), 99-138頁(1986初出), ⑤藤本誉博「室町後期から織田権力期における堺の都市構造の

- 変容—自治・支配をめぐる」国立歴史民俗博物館研究報告204, 2017, 11-30頁。
- 56) 小葉田淳・織田武雄監修『元禄二己巳歳堺大絵図』前田書店出版部, 1977所収。「堺大絵図」に関する最新の研究は藤田裕嗣「『堺大絵図』に反映された堺の景観と都市機能」国立歴史民俗博物館研究報告204, 2017, 101-119頁がある。
- 57) 中世界の都市空間については, ①永井規男・谷直樹「中世界の町なみについて」堺市博物館報1, 1982, 6-29頁, ②高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』東京大学出版会, 1993, 145頁, ③前掲55) ③98-107頁, ④堺市博物館編『よみがえる中世都市 堺—発掘調査の成果と出土品—』堺市博物館, 2010, ⑤嶋谷和彦「中世・堺の環濠をめぐる諸問題」(中世都市研究会編『都市を区切る—中世都市研究15』山川出版社, 2010), 103-120頁などを参照。
- 58) 15世紀後半の堺では, 天神・三村両社は町の有力者である「会合衆」が参集する会所であり, また彼らは両社祭礼の幹事役「頭人」も兼ねていた。前掲55)の諸研究参照。
- 59) 井上正雄『大阪府全志 卷之五』大阪府全志発行所, 1922。
- 60) 黒田一充編『神社を中心とする村落生活調査報告(三) 大阪府—大阪府堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡—/兵庫県』関西大学なにわ・大阪文化遺産学術研究センター, 2010, 1-12頁。
- 61) 石井研士は, 1992年に東京都の神社を対象にアンケート調査を行った結果, 初詣・初宮参り・七五三といった活動で氏子区域が尊重されているとしている(前掲11) ⑤188-191頁)。
- 62) 前掲18) 65-66頁。
- 63) 中田易直校訂『糸乱記』近藤出版社, 1979, 5-7頁, 堺市編『堺市史 第三卷 本編第三』清文堂出版, 1966, 527-529頁(1930初版)。
- 64) 以上は①秋里籬島・竹原信繁『和泉名所図会』, 寛政8年(1796)(水野仁編『日本名所風俗図会11 近畿の巻I』角川書店, 1981, 428・435頁), ②堺市編『堺市史 第七巻 別編』清文堂出版, 1966, 515-548頁(1930初版)などによる。
- 65) なお, 以上のような氏神や氏子区域の制定にあたって, 具体的にどのような経緯があったのか, 例えば領主権力の関与などがあったのかという点は今後の課題としたい。
- 66) 植垣節也『方違神社—研究と資料—』皇學館大學出版部, 1978, 150-151頁。
- 67) 前掲64) ②541頁。
- 68) 船越政一郎編『浪速叢書第十三 地誌其二』浪速叢書刊行会, 1928, 127・205頁。
- 69) 前掲68) 37頁。
- 70) 前掲59) 146頁。
- 71) 前掲66) 77-78頁。移転後の「向井領町」という町名も旧地にちなむとされる。なお植垣節也は, 向泉寺移転の契機となった永正年間の兵火について, 永正8年(1511)7月13日における細川高国と同澄元との合戦(深井合戦)であったろうとしている(前掲66) 31頁)。
- 72) 大阪府教育委員会編『向泉寺跡発掘調査概要・Ⅲ—大阪府立三国丘高校プール・本校舎新築に伴う調査—』大阪府教育委員会, 1992。
- 73) 朝尾直弘「国際都市—堺」(『週刊朝日百科 日本の歴史31 出島と唐人町』朝日新聞社, 1986), 260-265頁。
- 74) 堺市立埋蔵文化財センター編『堺市文化財調査概要報告 第71冊』堺市教育委員会, 1998, 1頁および前掲57) ④8-10頁など。
- 75) 堺と住吉大社との関係を論じた先行研究に吉田豊「堺と住吉—古代・中世の祭祀と社領—」堺市博物館報28, 2009, 56-66頁などがある。
- 76) 『住吉大社神代記』(田中卓『住吉大社神代記の研究』国書刊行会, 1985, 103頁)。
- 77) 『住吉太神宮諸神事之次第記録』(『続群書類従・第二輯下 神祇部』続群書類従完成会, 1958, 570-571頁)。
- 78) 住吉大社が中世の荘郷鎮守, 天神社・三村宮が近世の村落氏神に対応する存在であった可能性もありうる。なお, 住吉御祓や天神社・三村宮の祭を含む中世大坂・堺地域の都市祭礼については, 筆者がその実態を

解明した。詳細は本多健一「戦国・安土桃山期の大坂・堺における都市祭礼—天王寺土塔会を中心に—」*藝能史研究*237, 2022, 頁数未定を参照。

- 79) 以上は前掲18) 21-27・43-50・61-65頁などによる。
- 80) 玉井哲雄「日本都市史の構築—アジアを視野に—」(国立歴史民俗博物館・玉井哲雄編

『アジアからみる日本都市史』山川出版社, 2013), 15-42頁など。

- 81) なお戦国期になると, 京都でも, 都市の中心は上京では革堂(行願寺), 下京では六角堂(頂法寺)という市街地の中心に位置する仏堂になっていた(高橋康夫『京町家・千年の歩み—都にいきづく住まいの原型』学芸出版社, 2001, 134-146頁)。